

近畿大学薬友会 会則

平成24年11月26日

第一章 総則

- 第1条 本会は、近畿大学薬友会（以下「本会」という。）と称し、本部を近畿大学薬学部内に置く。
- 第2条 本会は、卒業生相互の親睦と地位向上及び後輩の育成を図るとともに、近畿大学薬学部の名誉を高揚し、且つその発展に協力することを目的とする。
- 第3条 本会会員は、必要経費を分担し、本会に納めなければならない。
- 第4条 本会は、原則として2年毎に1回、全薬学部同窓会（以下「薬友会総会」という。）を開催する。
- 2 臨時薬友会総会は、会長が招集するか、理事会において必要と認めた場合及び代議員の過半数の要求があった場合に開催する。

第二章 会員

- 第5条 本会は、正会員、学生会員、特別会員及び準会員をもって組織する。
- 第6条 正会員は、近畿大学薬学部を卒業した者及び近畿大学大学院薬学研究科を修了した者とする。
- 2 学生会員は、近畿大学薬学部にて在学する者及び近畿大学大学院薬学研究科にて在席する者とする。
- 3 特別会員は、近畿大学薬学部専任教職員とする。
- 4 準会員は、近畿大学薬学部を中途退学した者とする。

第三章 役員

- 第7条 本会に次の役員を置く。
- | | | |
|---------------|---------|---------------|
| 1. 名誉会長（薬学部長） | 5. 会計 | 9. 代議員 |
| 2. 会長 | 6. 総務 | 10. 顧問・相談役・参与 |
| 3. 副会長 | 7. 会計監事 | |
| 4. 書記 | 8. 理事 | |
- 第8条 会長は、理事会議で選出し、代議員会議の承認を得た者とする。
- 第9条 副会長、書記、会計、総務および会計監事は、会長が任命する。
- 第10条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 第11条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 第12条 書記は、会議の記録を作成し、保存する。

- 第13条 会計は、会長と協議し、本会の会計を総括する。
- 第14条 総務は、会長と協議し、本会の運営を総括する。
- 第15条 会計監事は、本会の財産状況を監査する。
- 第16条 理事は、会長会議で会員中より選出され、会務の執行にあたる。
- 第17条 代議員は、各期同窓会より原則2名推薦され、その任にあたる。
但し、各期同窓会の推薦がない時は、会長が委嘱することができる。
- 第18条 顧問、相談役及び参与は、会長会議において推挙され、会長がこれを委嘱する。
顧問、相談役及び参与は各会議に出席し、意見を述べることができる。
- 第19条 役員任期は、3年とする。但し、重任は妨げない。
- 第20条 学生会員は、代表者（自治会長他1名）が代議員会議に出席することができる。

第四章 会議

- 第21条 本会に代議員会議、理事会及び会長会議を置き、各会議は、会長が招集する。

【代議員会議】

- 第22条 代議員会議は、本会最高の議決機関であり、会長、副会長、書記、会計、総務及び理事並びに代議員によって組織し、その議決は出席者の過半数とする。
- 第23条 代議員会議は、原則として毎年1回開催するものとする。
- 第24条 臨時代議員会議は、会長が招集するか、理事会において必要と認めた場合及び代議員の過半数の要求があった場合に開催する。

【理事会】

- 第25条 理事会は、本会最高の執行機関であり、会長、副会長、書記、会計、総務及び理事によって組織し、その議決は出席者の過半数とする。
- 第26条 臨時理事会は、会長が招集するか、理事の過半数の要求があった場合に開催する。

【会長会議】

- 第27条 会長会議は、本会最高の企画機関であり、会長、副会長、書記、会計及び総務によって組織し、本会の運営方針等を定め、その議決は出席者の過半数とする。

第五章 会計

- 第28条 本会の経費は、会員が負担し、入会金および年会費として薬友会会計に納める。
- 第29条 会計は、理事会および代議員会議において、会計報告をしなければならない。
又この会計報告は会計監事の監査を得たものとする。
- 第30条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第六章 会費

第31条 本会の入会金及び年会費は、次のとおりとする。

1. 本会の入会金は、30,000円とする。
2. 正会員及び準会員の年会費は、3,000円とする。
3. 学生会員の年会費は、1,000円とする。
4. 特別会員は、年会費を免除する。

第32条 前条に定めるもののほか、特別会費及び寄付金を募集することができる。

第33条 本会に納入された年会費及び寄付金は、一切返却しない。

第34条 年会費の還付金は、各期毎納入された年会費総額の三分の一額を各期単位に還付する。但し、振替、振込手数料を差し引くものとする。

第七章 各期同窓会

第35条 各期同窓会は、それぞれの同期同窓生をもって組織する。

但し、医療薬学科および創薬科学科に在学した者は、それぞれの同期同窓会を組織することができる。

第八章 補則

第36条 本会則は、代議員会議において、出席者の三分の二以上の賛成がなければ改廃することができない。

第37条 本会則に定めるもののほか、本会運営について必要な事項は、理事会議の議決を得て、会長が別に定めることができる。

附則

第1条 本会則は、平成24年11月26日よりその効力を発するものとする。

- (備考)
- | | |
|----------|--------|
| 昭和40年 | 5月会則制定 |
| 昭和41年 | 3月一部改正 |
| 昭和53年 | 6月一部改正 |
| 平成5年 | 6月一部改正 |
| 平成11年 | 9月一部改正 |
| 平成20年 | 3月一部改正 |
| 平成24年11月 | 一部改正 |

近大薬友会および近畿大学薬友会は「近畿大学薬友会」の名称に統合する
所在地は大阪府東大阪市小若江3-4-1 近畿大学薬学部内 近畿大学薬友会
代表者：